

2. 16 鈴木君虐殺糾弾!

鉄鎖を砕け!

(6号~9号他)

一九七八年 三月十四日 大野光

小倉 久夫 ウラ

スズキクンギヤクワ
ツキユウダン・ハン
ストカンテツ・ホア
ンボウナイニテ、タ
タカウモグ

釜ヶ崎仲間ら仲間会の獄中機関紙

開争宣言

大阪地検、行警による鈴木君虐殺を徹底糾弾する！

一昨年二月十六日、大拘、地検、行警は、「障害者」解放戦争の戦士であり、釜ヶ崎解放戦争の戦士であつた鈴木君を、大拘保安房にて虐殺した。これは絶対に許すことができない。

(「鈴木君虐殺糾弾実行委員会」の人々の報告で知つたところによれば)

鈴木君は、大拘に強制収容されたその時からつたうに大拘当局に對する闘争を開始した。

大拘当局、地検、行警は、グルになつて鈴木君を保安房に拘禁したにちがいない。

鈴木君は、この日帝国家暴力の保安処分攻撃に對し、徹底的に闘ひ抜いたのであつた。十日間で

体重が20キロも減つたといふことは、彼がどんなに苦しめ、激しくこの保安処分攻撃に對して攻撃的に闘ひ抜いたのかということを示してあまりある。大拘、地検、行警は、明らかに殺意をいだいて彼を保安房の中に放置したにちがいない。大拘看守は虐待したのである。彼の体の無数の傷跡がそれを物語つてゐる。そして大拘精神科医白井は、責詰つてゐる。鈴木君の容態を十分に確かめず、コントシン注射を指示して鈴木君を死に致らしめたのだ。

この事實は、なによりも保安処分虐殺であり、獄中弾圧虐殺である。それはまた、日帝当局者が刑法改訂の中で制度化してゐる新しい保安処分の實際を示すものである。

赤鹿政夫さんに對する殺人罪テツケ上げの死刑攻撃を絶対に阻止することも、この鈴木君虐殺に示されてゐる實際的保安処分の一つ一つを絶対に許さないといふ決意をあらためておたのなければならぬ。多くの人々が、このようにして虐殺されてき

た。日本の監獄、精神病院、朝鮮人強制収容所で、
日帝に反発する下層人民、はたかも「精神病」者、
植民地人民は、これまで日帝の支配秩序のゆくをこ
ま、その安寧のために、いけにえにこれ、まっ先に
やられたつてきた。この事実をこそ直視し、日帝
の獄中虐待、獄中虐待、獄中病死収容、精神病院に
おける虐待、虐殺を阻止する實際の力と運動こそが
求められているのだ。

このまっ先にやられてきた監獄の解体、精神病院の
解体、保安処分粉砕はありえない。

鈴木君は、全国「精神病」者集団の第一回大会で
自らを収容するものに対し、「狂人」刀物をもちて
向せしめんとしたという。日帝とそれと同類するファ
シストもまた、その保安処分の激化に対し、武装
闘争を主張するところから、彼は大拘禁
層に対し、實際に攻撃的に行い、それに対する凶暴
な報復弾圧をつけて虐殺されたのだ。われわれもま

た。この攻撃性でまっ先に用いなければならぬ。
下層人民の解放闘争、なかでも、釜、山谷など事
場の労働者階級解放闘争は、同時に、この日帝支配
のもとで抑圧され、差別され、虐げられている朝鮮
人民、部落民、琉球人民、そして「精神病」者の解
放闘争でもある。

われわれは、仲間をたいていくと、なほ抑圧も、差別
も、差別も、絶対にはやらないといっているであら
ない。その精神の結束し、日帝ファシストともい
うので、世帯の階級をこまけなければならぬ

抑圧され、差別され、虐げられている人民、仲間
は、必ずやそれをはねのけていく。自分達の階級を
まっ先に再編する。この階級闘争の階級を
まっ先に再編する。階級を、抑圧を、差別を
まっ先に再編する。階級を、抑圧を、差別を
まっ先に再編する。階級を、抑圧を、差別を

この根本的闘争である。

われわれは、この階級闘争の階級を、まっ先に再編す
るものである。この階級闘争の階級を、まっ先に再編す
るものである。この階級闘争の階級を、まっ先に再編す
るものである。この階級闘争の階級を、まっ先に再編す

敵と味方の矛盾と人民内部の矛盾、この重要な
た性質の矛盾を識別しよう。人民内部の矛盾は、是
と非の問題であり、誤りを正すには、第一に闘争し、
第二に援助せよの精神で、説教の手段も、て行かぬ。
われわれは、ブルジョアもが自分に似せてつく
った競争原理や「優勝劣敗の原則」の、人をけた
あし、無理やりつらみせ、ブルジョアもにこうして
役に立たないといふそれだけの理由で、人民を虐殺し、
予防拘禁し、ブルジョアもに役に立たない仕掛け
るための治療手段として、思想を断頭として対決しな
う。このブルジョアも世界の対極に、ハルネ木君
がいつていたところ、釜はいいぞ、差別もなくして闘

おろしたところ、この人民の人間世界を、ちたて
、まっ先にブルジョア、ファシスト、この階級を、まっ先に再編す
るものである。

獄中弾圧粉砕、保安処分粉砕、
鈴木君の階級闘争を、まっ先に再編する。オニ回全国「
精神病」者集団の決定集の成功断頭支持。
非暴力主義は、階級闘争に、
刑法改悪粉砕、監獄法改悪粉砕、
刑法改悪粉砕、
天皇制日本帝國主義打倒、
大拘、検察、警察当局に対し、殺された仲間のかや
して、まっ先に再編する。階級を、まっ先に再編する。

獄中同胞、日帝監獄当局への向にハリケーンを
まっ先に再編する。階級を、まっ先に再編する。

一九三八年、二月一日、
釜ヶ崎、小倉、久夫、田畑、那弘

成島、那弘、小倉、久夫、田畑、那弘

監獄法改悪粉碎・刑法改悪粉碎・獄中弾圧粉碎・争 の結節環 鈴木國男虐殺糾弾行動を獄の内外で徹 底して聞かす。

大阿 東阿の同志、友人兄弟たち。

大阿 東阿の同志、友人兄弟たち。
釜ヶ崎、山谷、春の陣の仲間、御自身の仲間たち、
日帝抑圧支配下の全くの人民の仲間たち。

釜ヶ崎の労働センター西側の南海線カー
に、赤いスプレーで「テカパンを虐殺し
た人物を許さないぞ」と大書してある。
「テカパンを知っている人にも知らない人
にも、このようにして釜ヶ崎労働者の胸に
「テカパンを虐殺した日本帝國主義人のつ
らみと情しは伝えられていく。

現在、日本帝國主義は、監獄法改悪、刑
法改悪を企んでいる。ゆえに獄の内
外から決起して、この策動をうち砕かねば

ならない。

日帝國家権力、大阪拘留所当局による、昨年二月
の鈴木國男虐殺こそ、これらの法改悪の毒薬上の表
現である。

釜ヶ崎解放「陣營者」解放闘争の戦士鈴木國男

は、日帝國家権力、大阪拘留所のファシスト支配、
保安処分攻撃に対し、全力の尽きるまで陣營員に
抜いた。それ故にファシストどもによって抹殺され
たのだ。鈴木國男虐殺糾弾実行委員会は虐殺につ
いて次のように報告し、糾弾している。

「大阪拘留所と元大阪府精神科医白井による鈴木
國男虐殺糾弾」。

昨年二月十日、大阪拘留所内で、一人の青年が、
当時大阪府精神科医白井師範の「治療」と名中の
暴行によって虐殺された。

監獄解放、婦女録、支那、林、石、天、嶺、不、死、を、解、説、す、No. 6

殺された鈴木國男虐殺の準備は、自らの監獄内
報を裏切ることなく、去年上、釜ヶ崎の庭辺労働者
の闘争に、釜ヶ崎の労働者階級解放、「精神病者
解放闘争」をめぐって行われていた。

鈴木君は、昨年（昭和）二月一日、浪速橋に不
当逮捕され、二月三日大阪拘留所に移された。大
阿は、鈴木君が拘留時の不当な住所、氏名の申告
を拒否した事をもって、裁判官からの「キチガイ」として
して保護されたこと、面会、差し入れの妨害、
なぐりける等の差別的行為を「キチガイ」といふ名
の下に行わされた。

保護所内、密かなく、日たが一切入らない。又
、風夜を向かす。監獄の絞つて扇風機の風をまじり
してこの日の、二匹の奴等は、この言葉を厳しい
。そこで室内には「コンクリート」が、すくすくけり、
、日大時時響くように、コンクリートが、
、行する間接に、精神科医白井師範の「治療」として
存在して「No. 6」No. 6

鈴木君は、保護所に「カマキリ」を以て以来、保護所に入
らざることを、精神科医白井師範の「治療」を
り全精神科医白井師範の命令を付けた用いとして、「
所長に命じられた」「治療」した。そして、
たが拒否され、仲間を面会させずして大阪にあって
虐殺された。そして彼は死す時には、入所時に死して
20年の体量に減少するまで衰弱していた。

「この下で、二月十日、大阪拘留所白井が、鈴木
君の制止し、外の友人との連絡をなく、看守に「
って「キチガイ」として強制入院して、十日もの間、非
人間的に扱われている中、苦痛に耐えていた。状況
を無視し、彼を「メンタリ」に、検査、検査等
の基本的なものもせず、「精神科医白井の「治療」
めつり「コンクリート」の服用を通じて「コン
クリート」を、監視する。また、

大阿の「この自分の奮闘にたいして、」
くまっていた。その「」
、その彼の「」

又運もこんぼりてあつた。

ヤツらは、この部屋で、苦しみ、必死、いざり
なかり、壁に頭をぶつけて全身で打ち破る鈴木国
男が、生衣からケラリケラリと時々息を吐いていたの
だ。鈴木国男は日の光を求めて、まどをのぼして、床
の隅のガラスにこぼした水をこぼりしめてたいたにち
かい行い。

この部屋は、この囚さびれ、鈴木国男のものではない
して、この部屋の中で待たせ、人の生死にかかわら
ない物待たせられたことを物語っている。待たせら
れたのは、鈴木国男の部屋である。
この部屋の残骸は、看守の監視を物語る。数
の銃、内傷、白刃のしるし、銃の弾丸の痕跡、
そして、100種類の薬品をはり、おくる、
そして、食事をこぼしたままに、
2月の夕方に、一時間、この部屋をこぼらした。こ
れは、手に取るほど、長らく、
急いば、手に取るほど、
急いば、手に取るほど、

鈴木国男を殺したものは、大拘、囑託医田井だけで
なく、大阪地検、大阪府警である。大阪府警は、大拘
当局とともに、権限の共有者である。直接的な、では
なく、意識的な直接的な共有者である。大拘に、
込んだのは、大阪地検の請求であり、それを認めら
れたのは、裁判官である。地検、警察は、一体となつて、
こぼされた人間をこぼらさぬ。毎に、保安官に入れられ
ていよう、保安官は、被疑者の状態については、毎日、
大拘当局から報告を受けている。
そして、警察、監獄、拘留所の、一体性からして、
リールへの報告、例えは、7月、7日保護書、
の程度では、全くありえない。と、大阪地検、大阪府警は、
金井南の活動、一人、一人のけつ、の、おぼろげ、
のであるからして、どういふ状況、
房へ入れられているのは、当然、知って、いる。むしろ、こ

監獄法改悪粉碎の獄中 弾圧粉碎闘争の結晶環 鈴木国男虐殺糾弾行 動を獄の内外で徹底し て闘おう。

獄中、獄外の仲間、兄弟達、元氣ですか？
金の地獄の、正月、お正月、
きた、さ、三、二、大拘では、正月、三、日、は、
待遇、です。メシは、銀、メシ、は、大、時、日、に、
年、越、さ、ば、不、出、元、日、に、は、権、威、と、お、せ、し、
な、出、た、く、ラ、ジ、オ、放、送、も、大、時、日、に、は、
「紅、白、歌、合、戦」と、ゆ、く、年、の、年、ま、は、時、ま、ま、
で、流、し、正、月、気、分、を、な、ん、に、あ、お、し、た、て
い、ま、した。獄、中、に、あ、る、お、正月、を、何、
の、目、出、た、い、もの、は、な、い、の、で、す、が、多、難、者、と
さ、か、この、様、な、祝、い、行、事、を、通、じ、て、我、々、に

の勾留期間中には、警察、監獄の被疑者に関する身柄
に、関、する、指、揮、権、が、大、拘、局、に、対、し、て、強、く、ゆ、ら、く、の
を、あ、り、何、置、所、か、ら、は、検、察、一、監、獄、に、その、処、置、に、
て、は、相、談、す、る、関、係、に、な、ら、な、い、と、い、つ、て、も、取
り、調、べ、期、間、中、の、何、れ、か、の、判、断、に、検、察、一、監、獄、は、
指、示、す、る、と、い、う、形、を、か、か、つ、て、い、る、の、で、あ、り、
中、の、處、置、に、つ、いて、も、分、知、ら、な、い、と、い、つ、て、も、
を、け、お、ら、れ、て、い、る、と、い、つ、て、も、日、に、日、に、
を、い、く、鈴木、国、男、の、状、態、が、壁、に、頭、を、ぶ、つ、つ、け、
全、身、を、全、力、で、この、處、置、に、抗、議、す、る、彼、の、姿、を、
看、る、よ、う、に、わ、か、つ、て、い、る、の、よ、う、に、こ、れ、を、
金、井、南、一、監、獄、の、治、衛、者、の、偉、大、な、勤、勞、に、對、す、る、反、
命、報、告、の、形、に、な、ら、な、い、と、い、つ、て、も、
鈴木、国、男、に、は、日、本、軍、閥、の、権、威、を、保、護、す、る、大、拘
裁、判、所、に、お、き、て、抹、殺、さ、れ、た、の、だ、と、い、つ、て、も、
階、級、の、下、層、を、金、井、南、に、對、す、る、保、護、者、の、功、勞、を、
プ、ル、ソ、シ、ヨ、ラ、階、級、に、お、き、て、マ、ロ、レ、タ、リ、ア、階、級、に、
革命、報、復、の、意、志、を、あ、げ、中、人、民、解、放、の、力、を、
わ、れ、れ、は、こ、の、事、業、に、た、い、し、徹、底、し、て、
に、強、行、動、を、続、け、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、て、も、
戦、争、に、つ、き、つ、つ、て、後、に、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、て、も、
政、府、に、對、し、て、断、固、と、し、て、用、い、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
に、強、化、し、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、つ、
の、強、行、動、を、続、け、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、
に、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
鈴木、国、男、を、殺、す、る、の、意、志、を、あ、げ、中、人、民、解、放、の、
力、を、わ、れ、れ、は、こ、の、事、業、に、た、い、し、徹、底、し、て、
に、強、行、動、を、続、け、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、
戦、争、に、つ、き、つ、つ、て、後、に、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、
政、府、に、對、し、て、断、固、と、し、て、用、い、つ、つ、つ、つ、
に、強、化、し、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、
の、強、行、動、を、続、け、て、い、く、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、

わなばなりの「施し」を、精神をからせ
て、こころがさわやかに、この世の中
を、生きるの形式主義、日本を維持主義の思想
精神を根絶して、この世の中を、
す。こころを、清く、
私、は、昨、年、の、12、月、21、日、から「正、夜、検、査、番、登、呼、
出、の、口、を、閉、ざ、し、た、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、つ、
中、心、に、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、つ、
の、取、調、の、状、況、を、再、現、し、た、ら、な、い、と、い、つ、つ、

中、心、に、お、ぼ、ら、な、い、と、い、つ、つ、つ、つ、
の、取、調、の、状、況、を、再、現、し、た、ら、な、い、と、い、つ、つ、
の、取、調、の、状、況、を、再、現、し、た、ら、な、い、と、い、つ、つ、

千前の時までに、(一)も査検の時廻ってくる二本線半のキミの着守が「キミは1月27日から正産査検を拒否しているので取調へ」と言ってくる。日吉場の向いの部屋に案内されていく。中に二本線が机の前に座って、向いに座るキミに指さす。部屋の中は私と二本線と一本半の三人である。

二本線が言う。「キミは朝の正産査検を拒否しており、善状を固くために取調へをやり」

私。「この取調はいかなる性格のものか」

二本線。「この取調へと通って行政上の取調べであり、ニゴの規則は定められている」調書を出して私の名前を書き、「キミは何故正産査検を拒否しているのかね」

私。「正産査検、番号裏呼は収容者に対して奴隷的服従を強制するものであり、それと反対している」

二本線。「キミは1月28日に所長宛の手紙を要求書を出してあるが知っているか」

私「1月28日付の所長宛の手紙は要求書として提出された。その内容は、正産査検を拒否する理由として、

「正産査検は、収容者に対して奴隷的服従を強制するものであり、それと反対している」

二本線。「キミは朝の正産査検を拒否しており、善状を固くするために取調へをやり」

私。「この取調はいかなる性格のものか」

二本線。「この取調へと通って行政上の取調べであり、ニゴの規則は定められている」調書を出して私の名前を書き、「キミは何故正産査検を拒否しているのかね」

私。「正産査検、番号裏呼は収容者に対して奴隷的服従を強制するものであり、それと反対している」

二本線。「キミは1月28日に所長宛の手紙を要求書を出してあるが知っているか」

私。「この取調はいかなる性格のものか」

二本線。「この取調へと通って行政上の取調べであり、ニゴの規則は定められている」調書を出して私の名前を書き、「キミは何故正産査検を拒否しているのかね」

私。「正産査検、番号裏呼は収容者に対して奴隷的服従を強制するものであり、それと反対している」

私「それは何か」

二本線「調書である。取調への記録がある」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

二本線「取調へも拒否するのか」

私「それだ」

二本線「それは何か」

私「この取調へは拒否する」

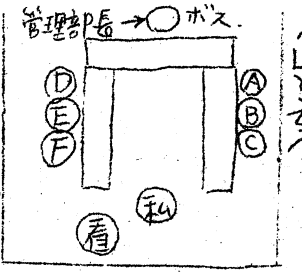
監獄法の改正悪粉砕・刑法改悪粉砕獄中弾圧粉砕弾圧の結節環・鈴木国男虐殺糾弾行動を獄の内外で相呼応し、徹底して闘おう。

昨日(9日)の夜、二本線の見たいのではない如き位の看守が来て、物置室の上のカラスをこんなこと叩いた。何事かとガラス戸を開けると、「明日午前中に懲罰委員会があります。明日日から10日までの

で、正座室を20回拒否して自分の懲罰を決めます。管理部長ないうつ面きますから」と言う。私は「ん、それで？」と言うと「それだけ」と言う。こいていよいよ予告に来たのです。「準備しておけ」という訳です。

10日午前11時頃、「懲罰委員会」でゴリラのまうな若い看守が呼びに来た。まうてまうてゴリラに「ゴリラに行っていく。5階北側ア舎の隣の倉に案内され、「コララ」室に表札を出した部屋に入られる。そこに1人の看守がいて、体重計を指してそれの数字をメモする。

私は何のことも意味が解らぬ「なんで体重を計るのか？」と問うながら体重計にのる。針は63.5kgを指している。看守「ぬいよたな」と言う。衣服を脱ぎ捨てて裸でゴリラのわげがある。看守は何やら用紙にそれを書いてくれた。懲罰をかける前に体重を計っておいて、その後それだけ体重が減ったかを知るためのものか。「2キロか、少く大きいぞ」と



はあーと私が云つと、ヤツは「このメシが合うんだ、前にくらあ、た」と聞く。「どいかにヤツ口位のものだけとかかこいやないか、この体重計？」と云つと、ヤツは「かんに体重計の調整をどうして、直さなければ、この善悪をどうな看守は私がジョウダンをさつてゐるのに、本意にこの体重計を配装に見ていた。彼は充分職務をミスしたのではないかと配装なのである。そう云ううちに、隣の部屋から看守が呼び出して来て、「入水」云々。

の中の單法会議の格好が再度これと云うことであつた。この思ひ出す。

デップリとみるなら横柄な管理部長の左右に並んだものは、横柄の部長のことも使ひして、50支離れと思われる。机の上には、いろいろ書類やらファイルが散らかっている。

Dの位置にいたものが「田畑邦弘...」云々云々。27日朝から物置室の前に行つて日本口から正座室を拒否する。と叫び、...と読み上げる。ボスは「この事実に固執はないか」と云いながら「固執はない」と答えると、回しを見せわし、「ではそれを確認します」と云う。

そして、何か云うことはないかと聞く。私は「朝々の正座室検、番書呼の制度は、収容者に対して精神的に奴隷的服従を強いるものであり、強く反対して来た。中には人間を確信するだけであれば正座させ、番書を呼ばせる必要はない。私は今後これに従わない」と云う。

中に入るとヒットする暖房である。石油ストーブが熱々としていた。部屋には図のように二人の本線が座っていた。私の向いが管理部長で、おそらく懲罰委員長の傍らに。の看守が「気をつけ、私、私呼番号」と叫ぶ。私は「グンテ、部長を見ていた。」「どいかにゴリラという形式のを見たことがある。あつ」と云え、そつた西部劇か日本軍を描いた映画

中に入るとヒットする暖房である。石油ストーブが熱々としていた。部屋には図のように二人の本線が座っていた。私の向いが管理部長で、おそらく懲罰委員長の傍らに。の看守が「気をつけ、私、私呼番号」と叫ぶ。私は「グンテ、部長を見ていた。」「どいかにゴリラという形式のを見たことがある。あつ」と云え、そつた西部劇か日本軍を描いた映画

監獄解体 刑罰法 監獄法 監獄令 監獄規則 監獄手続規則 監獄行方規則 監獄衛生規則 監獄労働規則 監獄懲罰規則 監獄戒厳規則 監獄戒厳令 監獄戒厳規則 監獄戒厳令 監獄戒厳規則 監獄戒厳令 監獄戒厳規則

16 鈴木君虐殺糾弾の 2斗いさ獄中一獄外の 実力で決起しよう

■刑法、刑罰法、監獄法、監獄令、監獄規則、監獄手続規則、監獄行方規則、監獄衛生規則、監獄労働規則、監獄懲罰規則、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則

悪阻止、精神障害者、差別の更なる強化、法制化、下カプロレタリア人民への差別、分断、虐殺攻撃、保安処分攻撃、粉砕、今日までに、仲間達を明らかにしてきたものに、鈴木君虐殺糾弾の斗いは、今日の刑法、刑罰法、監獄法、監獄令、監獄規則、監獄手続規則、監獄行方規則、監獄衛生規則、監獄労働規則、監獄懲罰規則、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則

戦争と革命の時代、支配階級も人民も機

としてある現在、支配階級とその権力は、オーストリア人民、とりわけ東南アジア人民、朝鮮人民、及び日本プロレタリア人民に対する更なる搾取、収奪の強化で、激化する階級対立、搾取者に対する人民の反抗に對して排外主義思想の持ち込み、すなわち天皇主義による「日民」統治は、日益、日防衛に、オーストリア人民に対する階級の正当化、自国プロレタリア人民に対する階級の強要、とりわけ下カプロレタリア人民に對する、差別、分断、そして絶望の弾劾を確信的に「マジメ」攻撃として現実にしている。

諸法律の改悪は、まさに二つに現実に中下提されているのである。資本家、支配階級に反抗するプロレタリア人民を黙殺だけでなく、「犯罪者おかし」考えられ、者「マジメ」攻撃として差別、隔離、医療の名の下にモルヒネ化、又底債あるいは階級の強制力、そして虐殺行い、存存している。今日、増々増え続ける「犯罪者」

資本とその支配権に都合の悪い者と認めれば決して過激なものではなく、資本自身が増大しているのであり、激化する階級矛盾の必然の結果である。とりわけ、今日の深刻化している不況の中で資本は下カプロレタリアを大量に排出しており、その生活はますます苦しいものへと逼り込んでいる。今日、プロレタリア人民の資本、搾取者に対する憎悪と反抗の芽を次々と生み出している。過去から今日の金戸崎をはじめとした下カプロレタリア人民の革命的決起は、まさにこれらに鮮明に我々に教えている。そして今日の様々な法改正、正しく保安処分、導入等はまさに二つに中下カプロレタリア人民に對して向けられた攻撃であることは明らかである。

権力は昨年の9、28日赤軍の同志奮闘戦争の完全勝利、仁平大泉水大の革命的決起と同日前にして恐れ、必死に闘っている。刑罰法の改悪を、監獄法の改悪をもつて、獄中者の決起を粉砕す

るための手段の教、武器、武器の使用による暴行、殺人、テロ、パニックの合法化、合理化、精神障害者差別の合法化、法制化、それによる殺人、虐待、監獄の増大、分断、手引き殺せんとて、鈴木君虐殺糾弾の斗いは、大物当層、獄中者、増々増え続ける「犯罪者」を、今日の刑法、刑罰法、監獄法、監獄令、監獄規則、監獄手続規則、監獄行方規則、監獄衛生規則、監獄労働規則、監獄懲罰規則、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則、監獄戒厳令、監獄戒厳規則

ハンス入ト宣言

大拘置局は、一九七八年一月二六日、保安(護)房内にありて鈴木国男君を虐殺した。

鈴木君は、「精神病」者解放の戦士であり、釜ヶ崎解放斗争の戦士である。

鈴木君は、日帝支配階級の「精神病」者、別にその保安処分攻撃に徹底して斗争、虐殺、大拘置「保護」(中)房、「拷問室」にありて「アシスト」共の報復弾に受け度後された。

今日まで「日帝の暴政、精神病院、朝鮮人強制収容所」で日帝に虐殺された方々人民、なかでも「精神病患者、植民地人民は、これまで日帝の支配秩序のゆがみ(歪み)その被害のために、いかに之にこれ、真に苦しめられたのかわりません。

鈴木君の生命をかけた事は、我々にこの事実を直視せよ、日帝の獄中弾圧、獄中虐待、獄中病死攻撃、「精神病患者」差別による虐殺攻撃に対して

大拘置局の鈴木君虐殺を糾弾する、私は、大拘置局の鈴木君虐殺を糾弾し、二月六日付請求書に、大拘置局長の回答を要求して、二月十四日より、16日にかけて、ハンガーストライクをこつて糾弾し、斗争のものである。

2.16鈴木国男君君を虐殺糾弾ノ、所長は真相を明らかにせよ。

保安処分分攻撃を許さないぞ。
獄中者者弾圧(圧)粉砕ノ、
2.14-16をこハンス入トで
斗争せん

小倉久夫 (大拘在監) XXXXX
大阪拘置所所長殿
一九七八年二月一四日

虐待、虐殺を阻止する實際の斗争を要求している。

我々は鈴木君の斗争の意思を受けつづける。

日帝大拘置局長の我々の鈴木君虐殺糾弾の斗争は、釜ヶ崎ではじめとした奇場、下ろプロレタリア人民の解放斗争であると同時に、日帝支配下で抑圧され、差別され、虐げられてきた朝鮮人民、部落民、琉球人民、アイヌ人民、そして「精神病」者の解放斗争であることを知れ、

そして又、今日まで日帝「精神病患者」による虐待を受け続けてきた被害者人民の要求であり斗争でもある。

大拘置局長は、二月六日付の請求書に回答せよ

大拘置局長は、今日までの数知れぬ獄中者の要求に回答せよ。

私は、大拘置局長にあらためて請求書にありて明らかにしてあるように、鈴木君虐殺の真相を明らかにし、自己批判すること、及び、獄中者に対する虐待を

▼カカパン

反日帝武装闘争戦士黒川若菜は次のように向題の本質を捉えている。私はこのことを出発して発展させていきたいと思います。

「カカパンの死」俺に悲しみはない。俺を船本の死びとがであったように。カカパンも、とことん戦いぬいて、またとそれ故に虐殺されたのだ。俺の心の中は、まだ怒りで燃えている。俺は、船本に対して、俺の死びとがそうであつたように、カカパンの死も俺の心には決して許すことのできない悪標を刻みこんだ。船本の死の攻撃的側面を断固肯定し、継承すると同時に、だがその戦いびとが船を倒せず、自ら倒れる戦いであるという限界、敵を倒し自ら一生を犠牲にするという戦いびとを俺に保障し俺はかつて俺たちの限界というものを謙虚に受けつづけて自己批判しなければならぬと思つた。

それと同じく、カカパンの「死」を止むにむけて止むにむけていくのはなく、仲間うちに向けることを許し、そのこととカカパンを断固肯定し、敵のカカパンに対する虐待を許してしまつた。この問題をあいまいにしてはならない。カカパン、そして、その人格に於いて、下層社会の矛盾を一身に背負いこんでいつたのではなからうか、俺の存在こそ、問題をそのものであつた。下層社会に於ける「精神病患者」の問題であり、また下層社会に於ける「カカパン」と「船本」の問題である。これらの問題をこつて、下層社会の革命運動にとつて知して受けつづけるべきは、向題であり、この問題を解決すべき運動の前進はあり得ないといつても過言ではないだろう。それ故に、我々に対する怒りで覆われたが煮えくり返る思いと同時に、カカパンを救

大阪拘留所所長殿

要求書

一九二七年二月二十七日
大阪拘留所三番430舎在監
田畑邦私

一、私は本日(二十七日)朝、朝々の正座着後、僅ち
一時を待たす。これは、獄中者に精神の奴隷的
服従を強いるだけのものである。私は、現在日本
憲法が肉体の自由を全く拘束されているが、自
らの精神は奴隷的服従を許さないと決意した。
今後、隷従を強いるものと命令、規則には従わな
い。これは宣言である。

一、私は拘留所所長及び事務官等に対し、人間
の尊厳を重んじたいと願う。これは、人間の立場が
獄中におかれている仲間、兄弟、姉妹、
この世の人間を尊重する。

①昨年の(一九二六年)の一月三日から五日の間、三
拘留所内で行われた鈴木國用着後の真相を明か
した。

彼は我々の仲間である。死した仲間が、我々に真

・発信の通報制限、使用便書の枚数制限をせよ。

・ラジオ・ニュースの報道規制、検閲、消音をせよ。

・一般面談室の方言、外国語、手話に於ける話
合、承認をせよ。

・面談室のメテ、筆記を認めよ。

⑤勅諭、講習を制限したり、意欲をそぐ諸制限を撤
廃せよ。

・所持本、パン、冊数制限、ノート所持に關する
規定を撤せよ。

・室内での延びを希望時間を認めよ。

以上要求である。

これらの要求の多くは、すでに数々の獄中者か
ら提出されているものである。所長及び事務官等
は、これらの道理ある要求を實現せよと真剣に務
力する義務を負っている。
所長の返答を待つ。

相を究明する義務を課し、殺され続けるために斗
争と闘を続けている。虐殺者たちは、何年何十年
かかっても罪を償えなければならぬ。

②獄中者の正当な要求、抵抗に対する不当な体罰、
懲罰を一切廃止せよ。囚生活、懲罰をなくせ。
看守、係官の獄中者に対する暴行、虐待を一切許さ
ない。

③獄中者は健康な体力を保持できるように、全面的措置
をせよ。

・医療診断、治療の要求に即時、全面的に応之よ。
・食糧内容を改善せよ。獄中者が差入れ、購入な
くしてはならない健康な体力を保持できるように、食糧、
洗濯、

・懲罰による入浴、体操の制限をせよ。

④思想、信念の自由、表現の自由を制限する一切の
規則を撤廃せよ。

・手紙、書籍、パン、新聞等の検閲、取りか
え、取り上げをせよ。

▼ 附言あり ▲

刃の字に刺さるるを傳ひあつた運命主作の無価値
性に着目したる見地にせられるのである。且、
俺たちはアパンの五五五五とを演じて、アパ
パに責任をせられる。その責任は、日本を共倒
する、日本を共倒に正しくしていくことができたか
つた。俺はこの問いを問い続ける。……(アパアア
反日共産戦線を救済する会通信第一号)

われわれは大阪拘留所の保安部思想、わけのわか
らぬいことを叫んで暴れるヤツはおとどろくさせ
る。一を徹底的に追及して対象化し、監視、検察当局
の階級的な革命教唆人をおぼせさせ、徹底血戦し
て対象化し、トコトン闘い抜かねばならぬ。その
闘いの果敢、身心につける痛みなくして、内閣の思想
の深化もありたい。思想的に在のありか、その
ためにきたらぬらば、その対象化された物質的、体現者
に対して用いぬくことによつて、そのほのみをてきた
もの、必死に闘つてはつきりしつて、そのの
下層社会の、五五五五、五五五五を抹殺せんとす
るものに向つて用いぬくことによつて、解放せよ
ければならぬ。その用いぬくこと、自己解放の
道程は、抑圧され、虐げられているもの全てに及ぶ
のである。

大拘当拘の同志友人兄弟たち。

笠ヶ崎 山谷、春の陣の待伏者の仲間たち。

監獄及び思想部、刑部改悪部、刑部改悪部、
獄中者、五五五五の会、五五五五、五五五五、五五五五
等、五五五五の内外で徹底して闘おう。

2月16日、2月16日、2月16日、2月16日、
2月16日、行動を闘おう。

坂田 忠夫

抗議書

大坂拘留置所所長 法務省在
東京拘留置所所長 殿

大坂在監 538

成島忠夫

大坂拘留置所は、かねてのその戦士、脚本、小説を
昨年又月日は、保身局の申で送致した。

拘留置所、監獄における秩序維持の制度は、ルンペン
階級に対するものとなり、人民の人間の尊厳を
この社に他ならない反抗に対する抑圧であり、
動物的存在、奴隷の身におさえつけておくものに他
ならない。

且、法務省当局は法制審議会の密着審議ハイ
ブードで進め、昨年5月には送申を行ない、短期
間のうちに監獄法改正案を強行する攻撃をかけてきて
いる。

これは獄中者の反断と断正の強圧である。強制医

痛く「随事者」への治済処分の導入により獄中保身

制度を強固にするとしている。これは対し私は断固

反対し、抗議するものである。

東京拘留置所は、東京シゴロ及び其戦士、戦士
性戦士に対し、あらゆる限りの虐待を加え、はた
しめを加えてきた。且、女性戦士、28カッ

カシキで解散された後、五井まり子戦士に対する
虐待、虐待を報復の念にもたらさるるものである。

私は東京拘留置所断固抗議する。東京拘留置所
まり子、またただちに女性シゴロ

大坂拘留置所は、不当にも我々獄中者の自由運動の回数を

減らすさせている。又、女性シゴロ運動を抑圧して
いる。このような獄中者に対する虐待、強制医
対し断固抗議する。

大坂拘留置所は、獄中者に対する新法のゆい

び、信書のぬりつけ、発信の制限をやめよ。

このようぬりつけ攻撃の中で、私はこの間、
「大坂拘留置所は鈴木君を虐待した」といふ文章を何
回も送った。大坂拘留置所は自分の監獄を、獄中者
抑圧に都合の悪い事なぬりつけ「シゴロ」に送って
る。鈴木君虐待と同じ態度であつた。ことに他な
ない。

大坂拘留置所は鈴木君虐待の真相を明らかにし、所長
、送致当局は全人民、獄中者の前に謝罪せよ。

私は大坂拘留置所、精神科医、白井の態度おしき絶対
許さない。

無量の人民の正義は必ず勝利する。

この「シゴロ」発信の、11、29統一行動をもち、
本日(20日)から長機を拒否し、所長の回答を待つ。

——各国政府は、人民があり、人間がいざといふ敵
然たる事案を考慮、感心なければならぬ。昨日死
んだ人民、人間は今日になつてきみがえり、自分達
の死刑執行人に対し正義、眞の正義を要求している

のである——

一九七七年 十一月 二五日

仲間達への手紙

仲間達へ

シベリヤ憲兵団が日本に攻め寄せ、東部のロシアが続いてきます不気味です。新聞報道(シベリヤ)にシベリヤ兵隊はあつていなくてですね。体に気をつけてください。

私の方は、二回目の懲罰を喰って少々寒いおもいきりしたが、この期間中体を鍛え、増えな気分です。懲罰中は、毛布を座ぶらして取り上げられた上に、部屋の中に入ってなければならぬのですが、寒くてしょうがないので、二回目に二回やったり、体操やつてこのいそぎです。着ておいてい言つても一切無視です。

懲罰中は絶好の体を鍛え上げる機会です。運動不足の為腹が少出たのです。今は腹がふさふさつていませう。二回の中間(二回)意識的に体を鍛える努力を怠らぬこと、なまけて退化してしまふ危険はなかり

モロちゃんの外三人と一言一言を交すこともできず。昔の積り合世間では、何とも楽しいものです。又、若宮正則氏のあつた。何と彼は二回目の舎の同い年です。彼は救済部ニューズに載つていたの名義書を見ると、知のこがまのものです。以ていふに、体操(行く)など彼は私の羨望の的(トイ)です。まさか行かれません。ほんのさややかな言葉や励みの言葉をかけられるのは、本当に嬉しいものです。せめていかに手紙が来ました。未だに書かしていませんが、文筆をやって獄中生活のこの期間を以て田舎の方回を把持して、エッセイをしよう。

現在、シベリヤ正座後、番号を呼ば拒否を行つていす。敵はこれに対する報復はエスカルト(トイ)です。わ一回目は二回、二回目は二回、三回目は三回、最近では二回の間にまだ続いたのが、エッセイをしよう。次は米田のいつか来たわが、10日目の懲罰を喰

ます。頭の方で精神も同じです。断えず敵との具体的斗争の中を泳ぎ、自ら改造されてゆく目的意識的(トイ)ないこと、いかに本を讀んでも確かに知識は増えつづけるかもしれないか、いわゆる「文弱」になり、戦士精神が退化し、思想が変質してしまいます。これはシベリヤに、いかに強きを解くことですが、獄中では食つこと、住むこと、夜間にか保障されているために、面壁に落着き、読書になつてしまつたら、肉体的弱者、下層プロシヤ人から敵に囚われた知識人に転化してしまふこと(トイ)の危険性なんことを克服し、獄中にあるても下層プロシヤ人の革命兵士として闘い続けること(トイ)は、いかに、実践して行ければ、いかに強くなります。

懲罰明けの2月1日には、戶外体操の時に山本君に会いました。彼は元気そうでした。又、面壁控前モロちゃんに会い、面壁前モロちゃんも、いかに、いかに。

可能性が、いかに、いかに強くなるか、いかに、いかに。奴隷的支配制度を粉砕するまで、いかに、いかに。1936年2月16日、鈴木国重は、大拘に、いかに、いかに。この斗争は、沖繩十ハの最近、いかに、いかに。海軍社務所を襲撃、獄中獄外の大衆的斗争として戦わねば、いかに。

我々は、鈴木国重を産した大拘(トイ)直接対決する。いかに、いかに。あり、彼の非和解的、攻撃的、いかに、いかに。我々は、彼の非和解的、攻撃的、いかに、いかに。我々は、彼の非和解的、攻撃的、いかに、いかに。我々は、彼の非和解的、攻撃的、いかに、いかに。

判給反対ノ又手紙出します。

一八七〇年二月三

勝

二月16日、劇木君は殺之周年斗争が近づいていま
あので田のこころのめぐりにしてやり返すか
そいつばかり考えています。何故、こんなことを考える
かといえは、やっぱり金の流石者であり、先ん
て斗っていたことと目に見えしやうだんだんとい
うに情が非常に強くなるとは思われます。このめぐ
りな程が再び起るごときがないようにするために
も斗つておられます。頭張リ米いたいと思いきま
10日、正木井士が来られました。2月28日、午
前2、30分にお一回公判です。本場に有難うござい
ます。井士さんの話してはても反動的なギョウ
裁判官の事です。私達、全の嶺南の者に対しては
偏し裁判官をおりません。その方が公判場で、
敵権力を弾劾して行く上に、全嶺南の者に対する

予防巨重命強はの定体をバグ、日してでこまでせん
るかやぶつそりです。身ちゃんを頭張、てくるとの
事です。2日の公判が終わった、ちやうど新聞に入る
このことではがしい井士になること、周法がいな
し。2、16は騒然となることでも、さう。そちらの方
も頭張、てください。

みなさんにめろしく

二、十三

釜 勝

発行日 1978.2.16 領価 200円☆

発行所 西成区萩之茶屋 2-7-3 丸恵荘

佐藤気付、仲間会

入河 都島区 反瀬町1～2～5 天龍寺橋前